

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日は、  
日曜日に  
おきかへ  
て翌日  
に発行  
する)

## 目 次

- ◇ 告 示 字の区域を変更する旨の届出  
土地区画整理法による換地処分
- ◇ 公安告示 道路交通法による聴聞の実施

## 告 示

### 鳥取県告示第四百二十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、鳥取市長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十二年六月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

区域の変更に係る字の名称

同 上 の 区 域

田島字狐田

田島字狐田の区域、田島字方田一三番の一、一四番、一九番、二〇番、二二番の一、二二番の三、田島字四ツ折田一七九番並びにこれらと一体をなす国有地である道路及び水路等の敷地並びに田島字方田二二番の一地先の国有地である道路の敷地

田島字方田

田島字方田の区域のうち、一三番の一、一四番、一九番、二〇番、二二番の一、二二番の三、二二番の一地先の国有地である道路の敷地以外の区域並びにこれらと一体をなす国有地である道路及び水路等の敷地

田島字四ツ折田

田島字四ツ折田の区域のうち、一七九番以外の区域並びにこれらと一体をなす国有地である道路及び水路等の敷地

### 鳥取県告示第四百二十五号

鳥取市城南団地土地区画整理事業施行地区内の宅地について、昭和四十二年六月一日換地処分があつたので、土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百十九号）第百三条第四項後段の規定により告示する。

昭和四十二年六月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

## 公安委員会告示

### 鳥取県公安委員会告示第三十号

道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第百四条第一項の規定に基づき、次のとおり聴聞を行なうので、同法同条同項の規定により告示する。

昭和四十二年六月二十一日

鳥取県公安委員会委員長 沢 住 辰 蔵

### 一 聴聞の期日及び場所

昭和四十二年六月二十九日 午前十一時から

鳥取市東町 鳥取県警察本部内（県庁七階）

鳥取県公安委員会室

二 聴聞当事者の住所及び氏名

1	鳥取市吉方二丁目一〇五	大阪屋方	野	津	徳	歳
2	鳥取市吉方三〇五		早	田		稔
3	鳥取市布勢二四二の九		竹	田	寿	男
4	鳥取市浜坂高砂住宅	松岡忠一 こと 且	李			烈
5	鳥取市馬場町三九の三		山	口	倉	雄
6	鳥取市中大路六九		鱒	中	淑	雄
7	八頭郡郡家町大字大坪五八七		森	岡	久	信
8	八頭郡八東町大字南三七九の八		竹	内	万須夫	
9	八頭郡智頭町大字岩神二八五		岡	本	美佐男	
10	八頭郡智頭町大字大屋一四五		田	中	広	信
11	八頭郡智頭町大字西野四五八の四		浅	見		健
12	気高郡青谷町大字青谷七〇七二の八		木	村	忠	男
13	倉吉市越殿町一五五八	趙 一平 こと 七	横	山	優	子
14	東伯郡関金町大字今西一〇五九		野	口	一	平
15	東伯郡東郷町大字中興寺三二二の五		山	下	祥	文
16	東伯郡東郷町大字森藤九六の一		山	下	祥	文
17	東伯郡東伯町大字徳万六二一の六		横	山	邦	夫
18	東伯郡北条町大字弓原六一七		浜	本		郁
19	倉吉市小鴨一二二六		為	計	磯	男
20	八頭郡船岡町大字船岡三八五の二		藤	原	儀	暉
21	鳥取市大覚寺六九		太	田		篤

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町二丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む)】